

令和7年度第46回北信越中学校総合競技大会

売店設置運営要項

1 趣旨・目的

大会における売店の設置及び運営については、売店設置基本方針および関係法令のほか、この要項による。令和7年度第46回北信越中学校総合競技大会福井県実行委員会（以下「実行委員会」）は、大会参加者及び一般観覧者に便宜を与えることを目的として売店を設置する。

2 売店設置の条件

実行委員会は、各競技場の使用許可を施設の管理者（以下「財産管理者」）に申請する際、会場区域内における売店設置も含めて、財産使用許可申請書を提出し、許可を受けるものとする。

3 出店者の選定

出店者の選定に当たっては、次の事項に留意するものとする。

- (1) 営業経験、実績が豊富で信頼できる業者とする。
- (2) 過去に関係法令上の違反の処分を受けていないこと。
- (3) その他、実行委員会が特に認めるもの。

4 出店申請

出店希望者は、出店申請書（様式1号）を令和7年6月20日までに、下記の実行委員会に提出するものとする。

5 許可書の交付

実行委員会は、申請内容を審査し、適当であると認めたものについて、許可書（様式2号）を交付するものとする。

6 保健所の許可等

食品衛生関係法令により、許可または届出を必要とする出店希望者にあっては、許可書等の写しを出店申請書に添付して実行委員会へ提出するものとする。

7 経費負担

出店者は、売店設置運営及び撤去等に要する一切の経費を負担するものとする。

8 出店の場所

出店の場所は、各施設及び財産管理者が指定した場所とする。

- (1) 出店者はテント1張り（館内のは1区画）について、1競技につき開催期間全日程で実費（5万円、長机・椅子を含む）を実行委員会に納入する。（納入先は大会終了後に連絡する。）
- (2) 出店者は、施設使用料を使用実績に応じて応分負担する。負担金額、納入先は大会終了後に連絡する。施設使用料は、各施設により異なるが、概ね、使用面積・販売人員数・日数（設置及び撤去日含む）等の実績より算出される。

9 取扱物品

売店における取扱物品は、おおむね次に掲げるものとする。

- (1) スポーツ用品、大会記念品、郷土の物産品、宅配サービス。
- (2) 写真、写真材料、その他大会参加者及び一般観覧者が必要とする最小限のもの。
- (3) 食品衛生関係法令により所定の許可を得た食品等。

10 遵守事項

出店者及び従業員は、営業中次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 出店には、出店許可書を提示しなければならない。
- (2) 販売品の搬入・搬出は、本大会及び競技運営に支障をきたさないよう、実行委員会の指示に従い、速やかに行うこと。
- (3) 電源は、出店業者が用意すること。
- (4) 拡声器、音響機類は使用しないこと。
- (5) その他、財産管理者及び実行委員会の指示に従うこと。

11 禁止事項

売店においては、次の事項を禁止する。

- (1) 出店の権利を第三者に譲渡し、転貸又は売店の管理運営を委託すること。
- (2) 商品を不当な価格で販売すること。
- (3) 指定された売店以外で立ち売り及び呼び込み販売をすること。
- (4) 危険物を販売すること。
- (5) 出店申請品以外の販売をすること。

12 許可の取り消し

実行委員会は、出店者が次の各号の一つに該当するとき、出店許可を取り消すものとする。

- (1) 関係法令並びに売店設置運営要項等に違反したとき。
- (2) その他、財産管理者及び実行委員会が不適当と認めたとき。また、上記第9項のとおり、協賛者と販売物品が競合した場合には、急遽、出店を取り消すこともあり得る。

13 損害賠償

出店者が施設等に損害を加えたときは、出店者が本大会本部に申し出るとともに、財産管理者に賠償の責任を負うものとする。

14 原状回復

出店者は、大会終了後、速やかに出店に要した諸物品を搬出し、原状に復し、財産管理者及び実行委員会の検査を受けなければならない。

第46回北信越中学校総合競技大会 福井県実行委員会事務局

〒910-0065 福井市ハツ島町7-6 藤島中学校内

T E L : 0776-97-5082 F A X : 0776-97-5083

E-mail info@fukui-jpa.com 担当 安本桂樹